

答申 個第12号

平成29年5月8日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（全部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年11月9日付けFNo.0・4・6により諮問のありました事案
について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年6月15日付け広報課第7号により相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報開示決定(以下「本件処分」という。)については、改めて本件処分において対象としなかった保有個人情報を特定し、開示、不開示の決定をすべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年6月2日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定に基づき、広聴広報課が保有する審査請求人についてのすべての保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、「職員課長に問う」ほか9件を対象保有個人情報と特定し、平成28年6月15日付けで本件処分を行い、審査請求人に保有個人情報開示(全部開示)決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年6月27日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年11月9日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

広聴広報課が所有する審査請求人についてのすべての個人情報を公開請求したが備考欄におかしな注釈が書いてあった。これは別件で請求している情報公開と勘違いをしているものと思われる。広聴広報課総括副主幹は情報公開法と個人情報公開法の違いが分かっていないようである。私はこの法律ができた時より内閣府、外務省、総務省、法務省などとやっているの理解している。

最初にやることは、すべての広聴広報課が所有する情報をリストアップし、そしてどの情報が必要なのか聞いてくることから始めることである。ところが総括副主幹は適当に私の書いたものだけを数点出しただけであった。これは明らかに情報公開法に違反する隠蔽行為であります。私が任せるといったのは過去の霞が関の方法と同じだと解釈したから任せるといったのである。

総括副主幹はなんの知識もない職員だった。これでは広聴広報課長の監督責任の問題が発生する。能力のない職員は現在分限免職で処分できるので処分して頂きたい。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

保有個人情報開示請求書に記載された「広聴広報課が所有する審査請求人についてのすべての個人情報」は、請求内容が不明瞭であったため、審査請求人に対し、面談により開示内容の特定を求めたところ、次のとおり請求の意図等について説明があった。

広聴広報課が所管する「わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱」に関し、「提案等として取り扱わないもの」として、「単なる誹謗中傷又は公序良俗に反する内容のもの」とある。「わたしの提案」制度を利用するに当たり、自身はその提案内容に誹謗中傷等はないと考えているが、広聴広報課の見解はどうか確認したい。誹謗中傷があると考えているという判断であるならば、具体的にどういった内容であるかを知りたい。

このため、審査請求人が頻繁に使用する「能なし」「ばか」などの言葉について、意見・要望等を市政に反映するための本提案制度の趣旨に反しており、誹謗中傷の文面であると考えているとの見解を示したところ、具体的にどの提案文のどの部分であるかを知りたいとの申し出があった。

上記のやりとりを踏まえ、広聴広報課が「誹謗中傷である」と判断している審査請求人の提案について、開示することで確認をした。

また、これまでの審査請求人の提案には、その多くに同様の誹謗中傷の記載があるため、これが確認できるものを数件例示的に抽出すること、件数は広聴広報課に一任することも併せて確認した。このため、今回の開示決定をしたものである。

なお、開示決定に当たり、保有個人情報の特定の経緯として、開示決定通知書の備考欄に、「特定年月日面談により、「わたしの提案」において請求者が誹謗・中傷と解される言葉を含む提案等を行ったことが分かるものと特定した。また、すべてではなく抽出したものとし、抽出については、広聴広報課に一任された。」旨を記載した。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、実施機関（総務局渉外部広聴広報課所管分）が保有する審査請求人に関する個人情報である。

審査請求人は、実施機関による面談結果を踏まえたとする提案10件を対象保有個人情報として特定したことは情報公開法違反である旨主張していることから、以下、対象保有個人情報の特定について検討する。

(2) 対象保有個人情報特定の妥当性について

保有個人情報の開示請求をしようとする者は、氏名、住所などとともに保有個人情報を特定するために必要な事項を記載した開示請求書を提出しなければならない（条例第15条第1項）。

記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る保有個人情報の内容の記載に不備があり、開示請求に係る保有個人情報を特定することができない場合等、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、実施機関は、開示請求者に対し、その補正を求めることができる（同条第3項）こととされており、公文書の特定はできるが、期間や対象となる事務担当課が請求の目的や趣旨から見て不必要に広範である場合も形式上の不備と認められるものである。

本件請求では、請求内容が不明瞭であるとして実施機関において審査請求人に確認を求めたものであり、実施機関が聴取した趣旨を踏まえ、補正を求めるまでもなく対象保有個人情報を特定できたとしたものである。

しかしながら、特定について書面での記録がないこと、また、その内容を書面にて審査請求人と確認をしていないこと、さらに、審査請求人は実施機関による保有個人情報の特定に納得せず、むしろその特定を実施機関によるいわば恣意的なものである旨批判していることからすると、実施機関による本件対象保有個人情報の特定は十分であるとは言い難いと判断する。

したがって、本件処分において対象としなかった保有個人情報について特定すべきであると考える。

（3）その他

ア 対象保有個人情報の特定に関しては、書面による面談結果の確認がなされなかったことが要因として挙げられることから、今後は、書面による補正など、記録に基づき双方が内容を確認できるよう適切な運用に努められたい。

イ 審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

（4）結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った開示決定については、改めて本件処分において対象としなかった保有個人情報を特定し、開示、不開示の決定をすべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 8 年 1 1 月 9 日	実施機関からの諮問
平成 2 9 年 3 月 6 日	審議 実施機関からの意見聴取
4 月 5 日	審議 審査請求人の意見陳述

第 2 部会委員 高佐 智美
岩崎 忠
安永 佳代